

適格請求書発行事業者の登録開始

令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録が開始されます。令和5年10月から適用される適格請求書（インボイス）の発行をするためには、令和5年3月31日までに登録申請書を提出しなければなりません。

国税庁は電子帳簿保存法（以下、電帳法という）の改正を受け「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」を改訂し公表しました。

【適格請求書の交付義務等】

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方課税事業者から適格請求書の交付を求められたときは、適格請求書を交付しなければならない。

～交付義務免除の要件～

ただし、以下の場合を除く

- ・3万円未満の公共交通機関による**旅客の運送**
- ・3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ・郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出すものに限る）
- ・小売業、飲食店業、タクシー業等の事業者が不特定多数の者に対する課税資産の譲渡等で**適格簡易請求書を交付**する場合

【仕入税額控除の要件】

令和5年10月1日より適用される適格請求書等保存方式では、**一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存**が仕入税額控除の要件となります。保存すべき請求書等には適格請求書の他、次の書類等も含まれます。

- ・適格請求書
- ・適格簡易請求書
- ・適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類

ただし、以下の取引については、**一定の事項を記載した帳簿のみの保存**で仕入税額控除が認められます。

- ① 交付義務免除要件となる3万円未満の**旅客の運送**や自動販売機による商品の購入等や郵便サービス
- ② 古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物の購入等
- ③ 適格簡易請求書の記載事項が記載された入場券等で使用により回収される

西 山 会 計 事 務 所
<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

取引

④ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等

【登録方法】

適格請求書発行事業者登録手続き方法は e-Tax 又は郵送で行います。郵送の場合は各国税局のインボイス登録センターに登録申請書を郵送します。

【適格請求書に誤りがあった場合】

修正	発行者（売主）	受領者（買主）
全部修正	請求書《修正》として正しい適格請求書を発行する。	修正後の適格請求書等を請求し保存する必要があります。
部分修正	当初、交付したものと関連性及び修正事項を明示したものを発行する。	受領者が追記や修正することはできません。

【電磁的記録による保存】

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しを保存する義務がありますが、電帳法に基づき電磁的記録による保存をもって書類の保存に代えることができます。

【電磁的記録による提供】

適格請求書を電磁的記録による提供を受けた場合、その内容を出力した書面を保存することでも仕入税額控除の適用要件を満たします。

ただし、法人税法や所得税法上の改正電帳法による保存義務者については令和4年1月1日以後に行う電子取引はすべての取引情報について電磁的記録を一定の要件の下、保存しなければなりません。

【口座振替・口座振込による取引】

契約書に基づき代金決済が行われ取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引（家賃等）であっても仕入税額控除の適用を受けるためには適格請求書の交付を受け保存する義務がありますが、以下のような対応も認められます。

- ・一定期間の取引をまとめて適格請求書の交付を受けること。
- ・適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書と銀行が発行した振込金受取書等を保存することで記載要件を満たすこと。

【電帳法の改正】

令和4年1月1日から施行される改正電帳法ですが、電子帳簿等保存に関して事前承認制度が廃止され、会計システムの要件も緩和されました。

インボイスの導入により仕訳の入力方法の変更、電子商取引の拡大による仕訳の自動化など会計実務は大きく変化するのではないのでしょうか？

西山会計事務所
<http://nishiyama-accountingfirm.com/>